

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

訓 令

○福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令

○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

○福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

○福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する

規 程

福島県議会

○福島県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

○福島県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県監査委員

○福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

福島県人事委員会

○福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島海区漁業調整委員会

○福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

福島県規則第九十五号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

福島県知事 佐藤雄平

第十条の表人事総室の項中第二十五号を第二十七号とし、第十九号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、
「(福利厚生室) 十八 職員の福利厚生に関すること。」を「(福利厚生室) 二十 職員の福利厚生に関すること。」に改め、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、同項第十五号中「処理」を「集中処理」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 職員の扶養手当の認定、寒冷地手当の世帯等の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定及び改定に関すること。
十四 職員の通勤の確認に関すること。
別表第一の一の表福島県北地方振興局の項から福島県いわき地方振興局の項までの分掌事務の欄中第五十五号を削り、第五十六号を第五十五号とし、第五十七号から第五十九号までを一号ずつ繰り上げる。

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。
(行政経営課)

訓 令

福島県訓令第二十三号

福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
労働委員会事務局
平成二十一年十二月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令

福島県労働委員会事務局規程(昭和二十五年福島県訓令第五十号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とし、第八条を削り、第七条を第十条とし、第六条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

(専決事項)

第六条 知事の権限に属する事務に係る事務局長、事務局次長及び課長の専決事項は、別表のとおりとする。

(類推専決)

第七条 この規程に定める専決事項以外の事項についても、別表に掲げる専決事項から類推して専決することが適当であると認められる事項については、専決することができる。

(専決の制限)

第八条 前二条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、上司の決裁を受けな

ければならない。

- 一 特に指示を受けた事項
- 二 特に重要又は異例であると認められる事項
- 三 疑義、紛議又は紛争がある事項

附則の次に次の別表を加える。

別表（第六条関係）

事務局長の専決事項	事務局次長の専決事項	課長の専決事項
<ol style="list-style-type: none"> 一 訓令の制定及び改廃並びに重要な公示、公告、告示及び公表の決定 二 重要な訴訟、不服申立て等に関する措置 三 重要な損失補償、損害賠償及び実費弁償に関する措置 四 表彰（被表彰者の内申を含む。）の決定 五 職員の人事の内申 六 事務局長の内国旅行命令及び事務局次長の外国旅行命令 七 事務局長及び事務局次長の超過勤務及び休日勤務の命令 八 事務局長及び事務局次長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更 九 事務局長及び事務局次長の代休日の指定 十 事務局長及び事務局次長の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知 十一 事務局長及び事務局次長の休暇及び欠勤 	<ol style="list-style-type: none"> 一 職員の重要な専門研修の実施、研修の委託及び研修の機会の付与 二 事務局次長の内国旅行命令及び課長の外国旅行命令 三 課長の超過勤務及び休日勤務の命令 四 課長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更 五 課長の代休日の指定 六 課長の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知 七 課長の休暇及び欠勤の承認 	<ol style="list-style-type: none"> 一 公示、公告、告示及び公表の決定 二 訴訟、不服申立て等に関する措置 三 損失補償、損害賠償及び実費弁償に関する措置 四 課員の専門研修の実施、研修の委託及び研修の機会の付与 五 日々雇用職員の任免 六 課長の内国旅行命令及び課員の旅行命令 七 課員の超過勤務及び休日勤務の命令 八 日額旅費支給規程（昭和二十八年福島県訓令第20号）第七条の規定による承認 九 課員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更 十 課員の代休日の指定 十一 課員の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知 十二 課員の休暇及び欠勤の承認 十三 課員の事務引継報告の受理 十四 課員の担任意務の決

の承認

附 則

この訓令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（審査調整課）

福島県訓令第二十四号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表課長及び室長の専決事項の欄中37を削り、38を37とし、39を38とし、40を39とし、41を40とし、42を41とし、43を削り、44を42とし、45を43とし、同表備考4中「及び37」を削り、同表備考6中「42から45」を「41から43」に改め、同表備考7中「44及び45」を「42及び43」に改める。

別表第二の2の表人事総室の部人事課の項6の(2)中「第7条第3項」を「第7条第5項」に改め、同項7及び8を削り、同部職員業務課の項を次のように改める。

職員業務課	1 職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号）の施行に関する次に掲げること（労働委員会の事務局長及び職員に係るものを含む。）。								
	第18条第2項の規定による寒冷地手当の職員の世帯等の区分に係る認定								
	2 職員の給与の支給に関する規則（昭和35年福島県人事委員会規則第7号）の施行に関する次に掲げること								

定

- 十五 職員の身分、給与及び通勤に係る証明書の発行
- 十六 配車の要求
- 十七 印刷の依頼

本庁機関 出先機関

<p>(労働委員会の事務局長及び職員に係るものを含む。)</p> <p>(1) 第14条の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額認定</p> <p>(2) 第17条の2の規定による扶養手当の支給に係る確認</p> <p>(3) 第18条の9第3項の規定による届出に係る事実の確認並びに住居手当の月額決定及び改定</p> <p>(4) 第18条の11の規定による住居手当の支給に係る確認</p> <p>(5) 第25条の規定による届出に係る事実の確認並びに通勤手当の額の決定及び改定</p> <p>(6) 第26条の規定による通勤手当の支給に係る確認</p> <p>(7) 第27条の8の規定による届出に係る事実の確認並びに単身赴任手当の月額の決定及び改定</p> <p>(8) 第27条の10第1項の規定による単身赴任手当の支給に係る確認</p> <p>(9) 第33条の9の3第1項の規定による職員の住居の所在地の確認</p> <p>3 児童手当法 (昭和46年法律第73号) の施行に関する次に掲げること。</p> <p>第17条第1項の規定により読み替えられる第7条第1項の規定による児童手当の認定</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

別表第二の7の表農林水産総室の部農林総務課農地調整室の項2を次のように改める。

- 2 農地法施行令 (昭和27年政令第445号) の施行に関する次に掲げること。
第23条第2号の規定による指定

附 則

この訓令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、別表第二の2の表人事総室の部人事課の項の改正規定及び別表第二の7の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第二十五号

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

本 庁 機 関
出 先 機 関

福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程 (昭和五十二年福島県訓令第2号) の一部を次のように改正する。

第八条中「職員が」を「次に掲げる職員は」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 勤務する公署が出先機関である職員
- 二 勤務する公署が本庁機関である職員のうち庶務システム (電子計算機を利用して職員の給与、旅費、服務、福利厚生等に係る事務の処理及び管理等を行う情報処理のシステムであつて知事が指定したものをいう。以下同じ。) の利用に支障があることその他の理由によりその所属長が特に必要と認める職員

第九条第一項を次のように改める。

前条各号に掲げる職員の出勤簿を管理させるため、当該職員が勤務する公署に出勤簿取扱主任を置く。

第十条第一項中「年次有給休暇届 (第三号様式)」を「庶務システムに年次有給休暇の期間その他所要事項を入力すること (第八条各号に掲げる職員 (以下「特定職員」という。) にあつては、年次有給休暇届 (第三号様式) 」に改め、同条第二項中「休暇 (欠勤) 願 (第五号様式)」を「庶務システムに休暇の期間その他所要事項を入力すること (特定職員にあつては、休暇 (欠勤) 願 (第五号様式) 」に改め、同条第三項中「産前産後休暇届 (第五号様式) 」を「庶務システムに産前産後休暇の期間その他所要事項を入力すること (特定職員にあつては、産前産後休暇届 (第五号様式) 」に改め、同条第四項中「通勤緩和休暇願 (第五号様式) 」を「庶務システムに出席予定日その他所要事項を入力すること (特定職員にあつては、通勤緩和休暇願 (第五号様式) 」に改め、同条第五項中「育児休暇届 (第五号様式) 」を「庶務システムに育児休暇に係る子の氏名その他所要事項を入力すること (特定職員にあつては、

育児休暇届(第五号様式の四)に改め、同条第六項中「育児休暇届(第五号様式の四)」を「庶務システムに育児休暇に係る子の氏名その他所要事項を入力すること(特定職員にあつては、育児休暇届(第五号様式の四))」に改め、同条第七項中「介護休暇届(第五号様式の五)」を「庶務システムに介護休暇に係る要介護者の氏名その他所要事項を入力すること(特定職員にあつては、介護休暇届(第五号様式の五))」に改める。

第十一条第一項中「超過勤務命令簿(第六号様式)」を「庶務システムを利用すること(特定職員にあつては、超過勤務命令簿(第六号様式))」に改め、同条第二項中「管理職員特別勤務命令簿(第六号様式の二)」を「庶務システムを利用すること(特定職員にあつては、管理職員特別勤務命令簿(第六号様式の二))」に改める。

第十六条第三項中「着任届(第十一号様式)」を「庶務システムに発令年月日その他所要事項を入力すること(特定職員にあつては、着任届(第十一号様式))」により、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第十八条中「(赴任により住所を変更したときを除く。)」を削り、「住所変更届(第十四号様式)」を「庶務システムに変更後の住所その他所要事項を入力すること(特定職員にあつては、住所変更届(第十四号様式))」により、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第二十二條第五項中「部分休業承認請求書(第一八号様式の二)」を「庶務システムに請求に係る子の氏名その他所要事項を入力すること(特定職員にあつては、部分休業承認請求書(第十八号様式の二))」により、「提出しなければ」を「請求しなければ」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 前項に規定する部分休業の承認を受けた職員は、育児休業法第十九条第三項において準用する育児休業法第五条第一項の規定により部分休業の承認の効力が失われた場合又は育児休業法第十九条第三項において準用する育児休業法第五条第二項に規定する部分休業の承認の取消事由に該当することとなつた場合は、速やかに庶務システムに養育状況の変更の事由その他所要事項を入力すること(特定職員にあつては、養育状況変更届(第十八号様式))により所属長に届け出なければならぬ。

第二十二條の二第一項中「修学部分休業承認申請書(第十八号様式の三)」を「庶務システムに修学部分休業に係る教育施設名その他所要事項を入力すること(特定職員にあつては、修学部分休業承認申請書(第十八号様式の三))」により、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第二項中「修学状況変更届(第十八号様式の四)」を「庶務システムに届出の事由その他所要事項を入力すること(特定職員にあつては、修学状況変更届(第十八号様式の四))」により、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第二十二條の三第一項中「高齢者部分休業承認申請書(第十八号様式の六)」を「庶務システムに申請期間その他所要事項を入力すること(特定職員にあつては、高齢者部分休業承認申請書(第十八号様式の六))」により、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第四項中「高齢者部分休業時間延長承認申請書(第十八号様式の八)」の提出を「高齢者部分休業時間の延長について庶務システムに延長後の高齢者部分休業時間の合計時間その他所要事項を入力すること(特定職員にあつては、高

齢者部分休業時間延長承認申請書(第十八号様式の八))により申請」に改める。
第九号様式を次のように改める。

第9号様式(第14条関係)

復 命 書

年 月 日から 年 月 日まで (泊 日)
のため出張しましたが、その結果は下記のとおりです。

年 月 日

福島県知事 様

所 属
職 氏名 (記名押印又は押印)
記

1 用務地
(宿泊地 (市町村名))

2 用務の経過、結末等

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第十一号様式中「3 住 所」を記す。

区 分	係 長 相 当 職	課 長 相 当 職			
発令年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

第十二号様式中

に改める。

区 分	主 査 相 当 職	副 課 相 当 職	課 長 相 当 職	課 長 相 当 職	課 長 相 当 職
発令年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月

附 則

この訓令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第十二号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

福島県訓令第二十六号

本 庁 機 関

福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程

(趣 旨)

第一条 この訓令は、福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会（以下「委員会等」という。）の権限に属する事務のうち総務部人事総室職員業務課の職員（総務部人事総室職員業務課長（以下「職員業務課長」という。）を含む。以下「職員業務課職員」という。）に補助執行させる事務の範囲並びに当該補助執行に係る事務の専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助執行させる事務)

第二条 職員業務課職員に補助執行させる事務は、次に掲げる事務（福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務のうち駐在員に係る事務を除く。）とする。

- 一 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第十八条第二項の規定による寒冷地手当の職員の世帯等の区分に係る認定
- 二 職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号。以下「規則」という。）第十四条の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額額の認定
- 三 規則第十七条の二の規定による扶養手当の支給に係る確認
- 四 規則第十八条の九第三項の規定による届出に係る事実の確認並びに住居手当の月額額の決定及び改定
- 五 規則第十八条の十一の規定による住居手当の支給に係る確認
- 六 規則第二十五条の規定による届出に係る事実の確認並びに通勤手当の額の決定及び改定
- 七 規則第二十六条の規定による通勤手当の支給に係る確認
- 八 規則第二十七条の八の規定による届出に係る事実の確認並びに単身赴任手当の月額額の決定及び改定
- 九 規則第二十七条の十第一項の規定による単身赴任手当の支給に係る確認
- 十 規則第三十三条の九の三第一項の規定による職員の住居の所在地の確認

福島県議会訓令第二号

福島県議会事務局 福島県議会事務局
福島県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年十二月二十五日 福島県議会議長 佐藤 憲 保

福島県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県議会事務局処務規程(昭和三十五年福島県議会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条の表総務課長の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の次に次の一条を加える。

(認定担当課長の専決事項)

第四条の二 認定担当課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- 一 職員の扶養手当の認定、寒冷地手当の世帯等の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定及び改定に関する事。
- 二 職員の通勤の確認に関する事。

第五条ただし書中「から第八号まで」を「及び第七号」に改め、同条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とする。

第六条中「前三条」を「第三条から前条まで」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年一月一日から施行する。

(総務課)

福島県議会

福島県議会訓令第一号

福島県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年十二月二十五日 福島県議会議長 佐藤 憲 保

福島県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

福島県議会事務局組織規程(昭和三十五年福島県議会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十四号を第十五号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 認定担当課長

第三条第二項中「課長、」の下に「認定担当課長、」を加える。

第四条中第十四項を第十五項とし、第五項から第十三項までを一項目ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

五 認定担当課長は、上司の命を受け、特に指示された認定等に関する事務を掌理する。

附則

この訓令は、平成二十二年一月一日から施行する。

(総務課)

福島県監査委員

福島県監査委員告示第四号

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十一年十二月二十五日 福島県監査委員

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

福島県監査委員事務局規程(昭和五十三年福島県監査委員告示第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一課長の専決事項の欄中7を削り、8を7とし、9を8とし、10を9とし、11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を13とし、15を14とし、16を15とし、同表備考中「第七号から第十四号までに規定する」を「7から13までに掲げる」に改める。

附則

この規程は、平成二十二年一月一日から施行する。

(監査総務課)

福島県人事委員会

福島県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

福島県人事委員会

委員長 星 光 政

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局処務規程（昭和五十二年福島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一課長の専決事項の欄中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、第十八号を第十六号とし、同表備考を次のように改める。

備考 課長の専決事項の欄中第十二号から第十五号までに掲げる事項については、主幹、副課長又は主任主査のうちから課長があらかじめ指定する者が専決することができるとする。

附 則

この訓令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（総務審査課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第三号

福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

福島海区漁業調整委員会

会長 前 田 幸 徳

福島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会事務局規程（昭和五十九年福島海区漁業調整委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「以下第十二号まで」を「第十二号」に改め、同条第七号中「職員」を「駐在員（専任の職員に限る。次号から第十一号までにおいて同じ。）」に改め、同条第八号から第十一号までの規定中「職員」を「駐在員」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年一月一日から施行する。